

## 平成14年度 第8回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成15年1月22日(水) 14時00分～16時20分

2 場 所 勤労者福祉会館(6階講堂)

3 出席者

(1) 委員

木本委員長、速水副委員長、浦山委員、大森委員、朴委員、林委員、福島委員

(2) 事務局

副知事

県土整備部

県土整備部長、公共事業総合調整分野総括M、事業評価・システム開発TM、  
流域整備分野総括M、都市政策分野総括M、河川TM、他

農林水産商工部

担い手・基盤整備分野総括M、農業基盤整備森林保全TM、他

環境部

環境経営企画分野総括M、森林保全森林保全TM、他

企業庁

経営企画分野総括M、工業用水道TM、他

市町村等

鳥羽市水産漁港課長、四日市市建設部次長兼河川課長、鈴鹿市都市整備課長、伊  
勢市下水道建設課主幹、長島町上下水道課長、四日市港管理組合技術部長  
桑名市都市整備部長、次長、課長

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(事業評価・システム開発TM)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成14年度第8回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は、7名の委員全員のご出席をたまり、三重県公共事業再評価審査委員会条例第6条の2に基づき、本委員会が成立することをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員会の公開について、委員長にお諮りしたいと存じます。なお、本日の審査案件につきまして、事務局としましては、特段、非公開とする事案はございません。

(委員長)

ただ今、事務局から特段非公開とする案件がないとの報告がありました。私、委員長といたしましても非公開とする議事はないと判断いたします。傍聴希望者の方おられましたら、お入りいただきください。(傍聴希望者なし)はい、わかりました。

それでは、議事に入ります前に、三重県公共事業総合推進本部長の吉田副知事から、ご挨拶をいただくこといたしますが、よろしく願いいたします。

(公共事業総合推進本部長)

皆さん、こんにちは。今日は平成 14 年度の三重県公共事業再評価審査委員会最終の会合の予定となりました。年度の終わりにあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

公共事業の再評価につきましては、平成 10 年から県としては取り組んでまいりまして、ちょうど 5 年の節目を迎えるということになりました。この間公共事業を取り巻く環境は大変変わってまいりましたけれども、しかし、この公共事業の実施面におきましてさまざまな改革が、国民や県民の皆様方から求められる中で、この再評価制度を通じいろいろと私どもにご指摘をいただきました先生方のご活躍というものは、大変この公共事業、行政システムを変えるのに大きく貢献されたというふうに感じております。

私どもも自ら取り組むだけではなくて、このように大変さまざまなご指摘をいただきながら、少しでも良い方向に進むようにと取り組んできたところでございます。一件一件のご指摘をいただくばかりではなくて、やはり公開し、しかも内部で評価するだけではなくて、外部の有識者の皆様方に様々な角度から見ていただくということで、私ども行政関係者には大変な緊張感が出てまいりまして、それは仕事を進める上で、私ども自身の評価としても大変良かったというふうに感じておるところでございます。改めて心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

今年度は 7 月の 28 日に第 1 回の委員会を開催していただきました。本日を含めまして 8 回の委員会を開催させていただきまして、県事業 25 事業、市町村等の事業 7 事業の合わせて 32 事業につきまして、ご審査とご意見の具申をいただいたところでございます。職員あるいは本日の事務局の話聞いておりますと、先生方には本当に大変お忙しい中で、長時間にわたって、しかも大変熱心にご審議をいただいたとお伺いしているところでございます。それぞれの事業の最終的な対応方針につきましては、これから各担当部長、総括マネージャー等から申し上げたいと思いますけれども、先生方のそういった真摯でかつ学識の高いご意見に対して、私どもも一生懸命取り組んでいきたい。そして、この公共事業の改革を進めていくことが重要であるという認識を、新たにいたしておるところでございます。

平成 15 年度も後ほど事務局から説明をさせますが、今年度以上の事業数の再評価を予定しているところでございます。5 年間経ちまして、5 年前に評価していただいたものの、それらへの対応も含めながら、来年度はちょうど 6 年目ということで 5 年のサイクルがございまして、評価をしていただくということになります。これも大変ご多忙のところ恐縮でございますが、この公共事業再評価委員会の意義を踏まえていただきまして、どうぞよろしくご指導いただきたいと思います。

はなはだ簡単ではございますけれども、三重県公共事業再評価審査委員の皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、最初のご挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

(事業評価・システム開発ＴＭ)

それでは、本日の議事進行につきまして、ご説明をさせていただきますが、その前にひとつお断りでございますが、副知事のほうで別途公務のため、この場を退席させていただくことをお許し願いたいと思っております。

(2)平成14年度再評価対象事業の再評価結果及び対応方針の報告

1.議事進行の説明

(事業評価・システム開発ＴＭ)

それでは、本日の議事進行につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の資料でございますが、赤いインデックスの「3」資料3でございますが、平成14年度の再評価対象事業の一覧表でございます。先ほど、副知事のほうの挨拶にもありましたように、これまで7回の委員会を開催させていただきまして、ご審議、意見具申をいただきました。そして、本日はこの表にございます県事業25件、市町村事業7件につきまして、事業主体であります県、市町村、四日市港管理組合におきまして、決定しました対応方針及び付帯意見についての今後の対応につきまして、報告、説明をさせていただきたいと考えております。

その後、議事次第「3 その他」の項でございますが、第6回委員会にて試行としてまいりました事後評価の件でございますが、各部1件ということで3件ご審議いただいたわけでございますが、委員会からいただきました意見に対しまして、各部から今後の対応なりをご報告をさせていただきたいと考えております。

また、本日、桑名市がまいっておりますが、昨年13年度でございますが再評価審査をいただきました桑名市総合運動公園につきまして、若干のお時間をいただきまして追加の説明をさせていただきたいと、このように考えております。

それと、また事務局のほうから15年度の予定箇所についても、説明をさせていただきたいと考えております。以上のようなことで議事を進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。議事進行につきまして、ただ今事務局からのご説明ですが、委員の方々、特に何かご意見ございますでしょうか。

はい。特にないようですので、事務局からの申し出のとおり、平成14年度三重県公共事業再評価結果及び対応方針につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。なお、委員の方々からのご質問、ご意見は、県の事業の説明が終わりましたから一括、そしてその後、市町村等の事業の説明が終わりましたから一括とさせていただきます。皆様の議事進行へのご協力をお願いいたします。それでは、ご説明よろしく願いいたします。

## 2. 対応方針の報告、説明【県事業】

(環境部総括M)

それでは、環境部のほうから説明させていただきます。資料のほう、青いインデックス0 - 22の7の4ページをご覧ください。7の4ページでございます。ここの上のほうに林道開設事業といたしまして、3つ掲げられております。先の再評価委員会におきましてご審議いただきました県営林道事業3路線、つまり22番大台町から大宮町にまたがる西出菅合線、それから23番度会町にあります新藤越線、それから24番美杉村にあります杉線。この3路線につきまして、県の対応方針をご報告いたします。

委員会におきましては、3路線とも林業生産活動の活性化、森林の適正管理の促進を図り、公益的機能の向上を発揮させるために、地域の路網形成を行うといった事業の必要性を認めていただきまして、事業継続を了承するとのことをご意見をいただきました。今後、事業効果を一層高めるために、コスト縮減に務めながら、事業効果の早期発現を図るために、早期完成を目指して事業を継続してまいります。

また、委員会におきましては、公益的機能の向上を図るためには、森林管理の担い手の確保を施策として行なっていくべきであるとのことご指摘をいただきましたが、担い手確保の必要性につきましては、県としても十分認識しております。三重県におきましては、平成13年度に国で制度化されました緑の雇用事業についても、積極的に取り組んでおりまして、これまで64名の新規雇用を生み出すとともに、約400haの森林整備が達成される見込みでございます。森林整備を効率的かつ確実に実施するため、担い手の確保、定着の観点からも、林道、作業道の森林作業の基盤整備を推進するとともに、あわせて森林作業の労働軽減を図るための機械化の推進や、就業希望者への情報提供や林業就業者に対する育成研修の支援など、担い手の確保対策について、これまで以上に関係部局や市町村と連携を強化し、取り組んでまいることとしております。以上でございます。

(農林水産商工部総括M)

農林水産商工部でございます。部長は公務が重なっているために、私総括マネージャーの川合でございます。説明をさせていただきます。説明をさせていただきます。

資料7の1から2にかけてでございますが、まず資料7の1のかんがい排水事業、19番鈴鹿川沿岸地区でございます。鈴鹿市、楠町で展開するかんがい排水事業でございます。水路の老朽化等がありましてパイプライン化する事業でございます。

委員会の意見は、目的に添った事業であるし、事業進捗状況から判断して、事業継続を了承するというご意見でございます。しかし、事業完了後は営農計画の達成に不断の努力を怠らないこと。また、今後の農業農村整備事業の実施にあたっては、具体的な営農計画を見通した事業計画の策定を行うことというご意見をいただきました。

県の対応といたしましては、まず揚水機工、管路工の重点投資を行って、平成17年度の完成を目指します。そして、土地改良区や農業者のみならず、市及びJA、普及等と協働しながら営農計画達成のために努力をしてまいります。今後、計画の策定にあたりましては、地域営農計画(マスタープラン)、これは市町村が5年計画で立てておるところで

ざいますが、そのマスタープランと整合を図ってまいりたいと考えております。

それから、17番のは場整備、伊勢北部地区でございます。伊勢市で行っています、は場整備事業でございますが、この事業については、事業継続を了承するというご意見をいただきまして、平成15年の事業完了に向けて、換地処分等を進めてまいりたいと思っております。

それから、18番の湛水防除事業、松阪市の西黒部地区でございます。受益面積175haで、排水機場1500mm2台を設置するなどの事業でございます。これも事業継続を了承していただいたんですが、委員会の意見といたしまして、計画の策定にあたっては、他事業とのコスト比較を含め、総合的な治水の考え方を整備すべきである。また、当効果を長期間発揮させるためには、流域内の土地利用計画との整合を十分に図るよう努めるべきである。というご意見をいただきました。

流域の開発とか河道堆砂ということで、農業だけの理由でないので、総合行政でやっていきなさいというご意見でございますが、県の対応としましては、残っている排水路工に重点投資を行なって、予定どおり平成17年度の完成を目指します。今後計画の策定にあたりましては、都市計画とか河川行政との関係機関と十分連携を取りながら進めてまいります。また、当地域の土地利用計画につきましても、関係部局と調整を取りながら、整合が図れるように努めてまいりたいと考えております。

それから、16番農地開発事業、四日市市川島地区でございます。45haの農地造成とは場整備26ha弱の工事でございます。この事業も事業進捗等からも考えまして、事業継続を了承するというご意見をいただきました。しかしながら、農地を継続的、安定的に活用するよう条件を整備すべきである。また、今後の実施に当たりましては、具体的な営農計画を見通した事業計画の策定を行なうことという委員会のご意見をいただきました。

県の対応といたしましては、優良農地として営農が継続されるよう、県・市・農業委員会・土地改良区が連携して、厳格な土地管理に努めてまいりたいと思っております。なお、当地区には既に昭和63年に川島地区土地利用促進協議会を設立しておりまして、農業を持続的に推進する活動を展開していくとともに、農地転用の防止につきましても厳しく監視をしております。今後、計画策定にあたりましては、先ほども申しましたように市町村が作ります地域の営農計画（マスタープラン）と整合を図ってまいりたいと考えております。

次の7の2ページを見ていただきたいと思っております。農道整備事業でございまして、20番の浜島町、磯部町にまたがります磯部浜島四期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、農免道路でございます。また、もう1つ伊賀で展開しております伊賀コリドールという愛称を持っております伊賀三期地区の広域農道整備事業でございます。

この両地区の事業につきましても、事業継続を了承していただきました。しかしながら、路線全体の完成に長期を費やしていることから、工期短縮を図り早期に効果を発現するよう、また、事業完了後の実績評価にも努めるよう求めるものである。また、20番の浜島町磯部町の農免道路でございますが、国立公園内での事業であることから、環境に十分配慮すべきであって、特に法面緑化等につきましても、原則として地域植生の利用を図ることという委員会のご意見をいただきました。

県といたしましては、長工期地区への予算の重点配分やコスト縮減による効率的な予算

の執行によりまして、工期短縮に努めてまいりますとともに、一部完成区間の部分供用を図りながら、地区全体の早期完成に努めてまいりたいと思っております。また、実績評価につきましても、後ほど説明あるかと思っておりますが、来年度から施行される公共事業評価制度、事後評価に沿って実施してまいりたいと考えております。法面緑化につきましても、在来種（郷土種）による施工や周辺飛来種の植生を促すため、極力播種量を抑える工法やっしていきたいと考えております。以上でございます。

（県土整備部長）

県土整備部長の吉兼でございます。県土整備部関係の説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。今の農林水産商工部、農道のあと、7の2ページの下から海岸整備事業が掲載されております。下から2番目の相差地区、そしてその次は鳥羽港港湾海岸事業、それと次の3ページにいきまして、的矢港海岸、長島港港湾海岸、阿津里浜地区建設海岸事業という5つの海岸事業についてご審議をたまわったわけでございます。

基本的にはいずれの海岸事業もまだ継続中の事業でありまして、高潮の保全といった観点から事業の必要性とか投資効果が認められるということから、いずれも継続を了承いただいております。しかしながら、今回私どもとしても非常に不備な点は申しわけなく思っておりますが、相差地区海岸と最後の阿津里浜地区海岸で資料の不適切な点があったと。これは現地においてもだいたいご指摘というか、ご確認をいただくという非常に手間を取らせていただいたことに対して、まず深くお詫びを申し上げたいと思っております。

また、相差地区海岸とか阿津里浜地区海岸では、付帯意見としまして、いわゆる養浜事業をやっているということから、その養浜事業の実施に当たっては、長期的な視野に立って、自然的な環境を含めた地域内循環システムの中で、そのあり方を検討すべきというご指摘をいただいております。

いずれにしても、継続として認めていただいたわけですが、海岸事業全体については、非常に膨大な残事業がある中で、少しでも効率的な効果を出すということから、重点投資を行なって早期完成を目指す。また、それをより現実的にできるために一層のコストの縮減を努めていくというふうに考えていきたいと思っております。

また、ご指摘いただいた養浜の問題につきましては、流域全体をとらえた地域内循環システムというのを、当然のことながら事業計画の段階で視野に入れまして、今後の海岸保全のあり方について、現在策定中の海岸保全基本計画の中でも、その考え方を整理して定めてまいりたいと考えております。以上が海岸事業でございます。

引き続きまして、ちょっと飛びますが、5ページ目をお開けいただきたいと思っております。これは伊勢路川ダム河川総合開発事業というダム事業でございます。これについては、6年に事業採択されまして、一度平成10年に再評価をいただいて、継続というご意見をいただいて、その後調査等の事業を進めてまいったわけですが、基本となるいわゆる水需要、水道用水等の水需要が当初の予定よりもだいぶ減ってきたということと、地質調査に基づいて詳細な設計をしてみると、ダム構造自体のコストが非常に高くなったということから、ダムそのものの投資効果というのが非常に説明ができなくなったということから、ここはダム事業としては事業中止をしたいというご提案をさせていただきました。

それについては、中止について了承はさせていただいたわけですが、やはり中

止に当たってはご意見として、将来的に必要となる流域の治水方針を含めた、地域への説明責任を果たすべきであるという、ご意見とか、また、こういうダム事業全体の話になると思いますが、事業計画にあたっては、的確に広く地域住民の意見を汲み取る仕組みを取り入れることというご指摘をいただいたわけでございます。

このようなご意見を踏まえまして、この伊勢路川流域の河川整備の基本方針につきましては、将来的に必要となる治水対策方針を含めて、地域住民の意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。また、その結果については、地域住民にも適宜説明をしながら、地域の了解を得るべく努めていきたいと考えております。

また、そもそもこういうダムを含む河川整備計画の策定につきましては、近年かなり法律等も整備されまして、従来のように行政が一方的にやるのではなくて、まずは流域住民からなる流域懇談会というのをそれぞれ設立するように今なりつつあります。そういう懇談会の意見を聞きながら、地元の意見を的確に反映していく中で、またその意見を汲み取りながら計画を策定していくということを、これからも常にそういう対応で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、5ページ、6ページ、7ページに河川事業の課題をご審議いただいたわけでございます。具体的には5ページの三滝川、またその次の員弁川、朝明川、鹿化川、三渡川、百々川、芥川ということで説明させていただきました。それぞれの河川については、それぞれ流域の洪水被害を防止するという視点からの事業の必要性とか、事業の投資効果についてはご理解いただいた上で、継続は了承いただいたところでございます。

しかしながら、意見としまして費用対効果が相当高いと。特に河川事業は生命、財産を効果として算定するということから、非常にいわゆるB/Cが高くなるという中でありながら、非常に完成に長期を費やしているということから、コストの縮減を図りながら、早期に効果が発現できるよう、また、工期短縮について配慮することというご意見。それとまた、今後も計画段階から、河川の自然環境に配慮した工法の採用を検討しつつ、維持管理を始めとして、河川との関わりについて住民団体、いわゆるNPO等の組織を育成しながら、行政と住民の協働により一層実質的な対応をしていくべきであるというご意見をいただいたところでございます。

このような意見を踏まえまして、今後さらに治水安全性の早期向上ということを常に年頭に置きながら、事業の重点化やコスト縮減を進めてまいりたいと思っております。また、自然環境との調和という観点からは、この委員会でもたびたびご説明させていただきましたが、平成12年に本県で策定しました「自然に配慮した川づくりの手引き」をベースに、またそれに新しい知見を取り入れ、常に改定をしていながら、この手引きをベースにして、具体の河川改修に自然環境への調和というものを取り込んでいきたいというふうに考えております。また、維持管理につきましては、従来からも取り組んでおりますが、今後一層行政と住民の協働ということを、行政からも積極的に働きかけて、より一層実のあるものになるよう努めてまいりたいと考えております。

そして最後、同じ河川事業であります、7ページの15番二級河川堀切川高潮対策事業ということでございます。この堀切川についても、継続して事業を行なうということに対しては、ご了解をいただいたわけでございますが、特に、この河川周辺には住民の憩いの場が数多く見受けられるということから、それと連携した親水性、地域景観にも十分配

慮するというご指摘もいただきました。

そういう意味で、当然事業としては、堤防のかさ上げや排水機場の建設を行い、高潮被害の防止というのが中心のテーマとして、その達成に努めてまいりたいと思いますが、最後の意見のご指摘にありましたように、具体の事業の推進に当たりましては、地域住民の意見も聞きながら、地域の景観また親水性の配慮というものも常に念頭に置いて。高潮堤防としての機能は損なわないというのはもちろん前提ではございますが、そういった景観や親水性にも極力配慮して、整備を進めてまいりたいというふうに考えて、対応意見をまとめさせていただいたところでございます。私のほうからは以上でございます。

( 県土整備部総括M )

続きまして、都市公園事業についてでございますけれども、私、都市政策分野総括マネージャーの松井から説明させていただきます。4ページにお戻りいただきたいと思っております。熊野灘臨海都市公園事業でございますが、これは第1回の再評価を受け、さらに5年が経過したということもあって、再々評価をしていただいたわけでございます。その結果継続というご判断をいただいたわけでございますけれども。

ご意見といたしまして、城の浜地区におきましては、海岸事業の遊歩道整備と二重投資とならないように十分注意しなさいよというご意見。さらには片上地区、大白地区につきましては、自然環境の専門家の意見をよく聞きながら、詳細設計に入る前に検討を行なうべきであるというご指摘をいただいております。

これを受けまして対応方針といたしましては、まず城の浜地区につきましては、海岸事業と連携を図り、利用者にとって海岸施設と公園施設が複合的かつ効果的に利用できるように整備を進める。それと片上地区及び大白地区につきましては、基本的な整備方針につきまして、自然環境の専門家とか地域住民等で構成いたします検討会を設置いたしまして、十分な検討を行った上で、自然環境を最大限考慮した公園整備を行ってまいりたいと考えております。

県土整備部が所管します事業に関する対応方針につきましては、以上でございます。

( 企業庁総括M )

企業庁の木戸でございます。今日はちょっと立場が変わりまして報告をさせていただきます。7の7ページの一番最後でございます。25番の工業用水道事業で北伊勢工業用水道の改築事業でございます。この審査をいただきまして、事業継続ということで認めていただきました。そしてご意見といたしまして、需要予測が施設規模の設定に大きく影響するというので、合理的な将来需要予測を行なうよう求めるものであるというご指摘をいただいております。

それを受けまして、私どもの対応ということでございますが、今後水利用の関係部局と連携をいたしまして、適切な需要動向の把握に努めてまいりたいと考えております。また、当事業につきましては、ユーザー企業へのサービス提供ということでございますけれども、県民への経済的波及効果といった視点を捉えまして、事業推進を一層進めてまいりたいと考えております。以上でございます。



(委員長)

ありがとうございました。ただ今、事務各部局から平成 14 年度に当委員会におきまして審査、意見具申をいたしました県事業 25 件の再評価結果及び対応方針についてご報告がございました。以上、県の各部局のご説明につきまして、ご質問、ご意見があれば頂戴いたします。委員の方々、よろしく願いいたします。どうぞ。

(委員)

確認ということになると思いますが、1 / 7 ページ、例えば 19 番目の鈴鹿川沿岸地区のかんがい排水整備の一番右側の対応方針の真ん中の段落に、営農計画達成のために努力しますと書いてある。これは鈴鹿川沿岸地区に対して今後こういうふうにしますと書いてあると思うんですね。その下の今後云々というのは、さらに鈴鹿川沿岸地区の農業農村整備事業の計画をする場合に、地域の営農計画と整合を図っていきますと言っているのか、一般論としてかんがい排水事業についてはこうしますと言っているのかわかりません。個別の地区に対する対応と、一般論が両方書いてあるような気もするんですが。同様の話が、例えば 16 番目には今後云々と書いてあって、これは多分一般論かなという気がするんですけど。個別の話と一般論の話が少し入り乱れて書いてある。例えば、川島地区でもう一回計画を見直して計画を再策定するのか。そのへんが分からないので確認させてください。18 番目の真ん中の段落にも同様のことが書いてあると思います。

(農林水産商工部総括M)

農林水産商工部でございます。先生がご解釈されたとおりでございます、例えばかんがい排水鈴鹿川沿岸地区につきましては、もうすでにその計画では、81%の進捗で完成も近づいてきておりますし、一度、計画変更という過程も経ておりますが、この地区につきましては、その営農計画達成のためにこうした団体と協働しながら努力していきます。今後こうしたかんがい排水事業とこうした事業計画にあたりましては、地域の営農計画、今までもやっておったんでございますが、より一層地域の実情なり見通しをはっきりして活かしていきたいということでございまして。ちょっとその地区の説明と一般論と重なっておりますので、もう少し表現を変えれば変えてもいいかなという感じでございます。

(委員長)

いかがでしょう。どうぞ。

(委員)

多分、一般論がここに書いてあるのかなという理解をしました。それで、例えば 19 番、18 番、16 番に書いてありますが、ここの農業関係のかんがい事業、農地開発事業、湛水防除事業、いわゆる農業関係の全部の事業については、今後こういうことをやりますというふうに宣言をされているというふうな理解でよろしいですね。

さらに言わせていただきますと、この委員会は事業の再評価だから、こういう書き方も有り得るのかなと思うんですが、前提となる地域の営農計画それ自体を見直すというようなこともあるのではないかなと思うんです。例えば、営農計画が適切なものだったらこう

いう書き方でいいと思うんですけど、時代の流れに対応して営農計画自体が齟齬をきたしている場合もあるかもしれないので、単純に地域の営農計画を前提として事業を微調整しますということだけでなく、営農計画それ自体も適切に見直さないといけないんじゃないかなと思います。

(農林水産商工部総括M)

先生おっしゃっていただきましたように、先ほどもちょっと触れたんですけども、事業によって計画変更、土地改良法上で言っても事業量が1割以上あるいは事業費が1割以上の増減があれば、計画変更手続きを取らなければなりませんし、そうした計画変更時には必ず営農計画も見直して、それによって効果が出るような工事計画の変更もしておるわけでございます。確かに農業情勢が厳しいので、なかなか計画したとおりに現場がいかないという場合もありますけれども、それは今後市町村の計画に十分に整合させてといいますか、よく見通しもつけて、今後努力していきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員長)

今のご意見は、1つは対応の中に一般論があるということの確認と、後半のご意見はコメントとして承ってよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

個別の事業でこういうふうに対応していきたいというふうな本旨にお書きになっていらっしゃるって、そこは十分分かったと思うんですが。これは私の感想なんですけど、こういうような事業で、これからはこういうふうな大きな指針で少し方向変換していったらどうかというような、そういう欄外を今度の時で構わないんですけど、今回はもういいと思うんですが、そういうようなところを書く欄を設けていただいて、先ほどおっしゃっていたマスタープランとの整合性をとるとか、そういうような欄をお書きいただくと、これからは今後いいんじゃないかなというような感想を持ちました。

(委員長)

はい。ちょっとお待ちください。今、事務局相談中です。今、福島委員からのご提案なんですけれど、次回からたまたま一般論的なコメントもございましたけれども、もう1つ個別対応のほかに総合的な対応という欄を、もし来年度設けられればいかがかなという福島委員からのご提案なんですけど、事務局はどうお考えでしょうか。

(事務局)

(マイクオフ)(提案の趣旨を踏まえ事務局にて検討する、という旨の答弁)

(委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

私は1番の都市公園事業で熊野灘臨海公園のことで1つ伺いたいと思うんですけど。今も覚えているんですけど、レクリエーションというような位置付けをどういうふうにかえるかというのが、非常に大きな焦点になっている部分だと思うんですけど。今年は熊野古道、世界文化遺産になるでしょうし、そういう形でいろんな社会状況がかなり変わってくると思うんですが。委員会意見への対応のところを見ますと、いろんな部分を踏まえて一番最後のパラ(グラフ)なんですけど、「また」のところでは自然環境の専門家というふうには書いてあるんですけど、私はそこは自然環境の専門家だけではなくて、文化的な側面だとか社会的な側面、いわゆる社会のあらゆる側面の分野に関わる専門家という形で増やしていけないと、おそらくこの時代の流れを汲んだ形での検討会というところでの議論は難しいだろうなと思っておりまして。自然環境のみならず包括的な部分、人文社会的な分野の専門家も踏まえた形で検討会を設けるなり検討するんだということを、ぜひ入れさせていただきたいなと思っております。これはコメントであります。

それから1つ質問は、すでにこの事業は平成12、13の2年間、地元の方々やいろんな専門家を含めた検討会といったらいいのか、委員会とっていいのか、いろんな検討をしていったと思うんですけど、そういった流れとここに書かれている検討会を新たに設けて十分に検討していくという形で理解していくのか、そういった流れを汲んだ形でのより発展的な検討会という形のもので、自然のプロセスの中で事前の計画の中に十分に取入れられるというより積極的な部分、昔の流れプラス新しい流れを汲んだ、より発展的な形のものを含めた包括的なものと理解していいのか。それに関するコメントというか意見を求めたいと思います。

(県土整備部総括M)

それではお答えさせていただきたいと思います。この記述の中でもう少しはっきり書けばよかったかもしれないですけど、自然環境の専門家、地域住民等という「など」という形の中で、細々と書くとよろしかったのかもしれませんが、熊野古道の世界遺産の登録ということもあって、それと連携しながら整備する必要もあるのかなと。ですから、過去に委員会を設置していろいろ検討してきましたけれども、これからはそれをもっと発展的に、歴史とか文化とかそういう方面に造詣の深い方々にもお入りいただいて、もう少し深い検討をしていきたいなと、そういう思いで書かせていただきました。ですから、発展的にというふうにご理解いただければありがたいかと思っております。

(委員)

もしそういうことであれば、あえて自然環境という形で枠を決めるのではなくて、自然それから人文社会、文化的な分野での専門家及び地域住民という形で入れたほうが、はっきり今の主旨が伝わっていくと思うんですね。今のままの書き方ですと、私のような自然環境に関わる人たちだけが入っているような感じも。ここの「など」「等」をどう理解するかということなんですけど、分かってくださいよということではなく、より積極的にそういった部分を踏まえてやるんだというものを入れたほうが、分かりやすいんじゃないかと思うので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

( 県土整備部総括M )

ありがとうございます。その方向で、もう少し文面を考えさせていただきます。

( 委員長 )

今のはご助言として扱ってよろしいですか。はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう、委員の方々。

( 委員 )

7 / 7 の二級河川堀切川のところです。2 段目の段落に事業推進にあたって地域住民の意見を聞きつつ云々と書いてあります。対応方針としては妥当なものだと判断しますが、地域住民の意見を聞きつつというのは、どういうやり方をやっても、意見を聞いたということになります。今後の取り組みの工夫、事業サイドがいろいろ工夫されることを阻害してはならないと思いますけど、より積極的に対応していただくということを、意思表示、態度表明されたほうがいいのかという気がいたします。対応としては実質的な住民意見の聴取とか住民の参加を得てやっていただきたいなと思っておりますので、少し考えておられる範囲で結構ですので、具体的にどういうことなのかということをお教えください。

( 委員長 )

堀切川について、ご説明お願いいたします。

( 河川 T M )

河川チームマネージャーの柴原と申します。今の件でお答えさせていただきます。我々も今、河川の整備計画とかこういう計画作り、実際現地で工事やる場合は、やはり地域で活動されている方、地域でその間施設を使っている方の意見、これ懇談会なんかやっているんですけど、そういうのも積極的に取り入れるようにしてますので。それと同じように、やはり造った以上は地域の方が使われますので、喜んでいただける施設にしたいと思っております。先生の言われるように、積極的に地域の方の意見を聞くように努めていきたいと考えております。

( 委員長 )

今、両委員の方々のご意見なんですけども、委員会意見の対応をもう少し具体的に、実際何をやっているのか、もう少し具体的に書いていただきたい。もちろんこれ先ほどのフォーマットと同じで、来年度に至りまして河川懇談会でしたか、懇話会でしたか、そういったものを通じて意見を聴取するとか聞きつつ、もう少し文章を「具体的にこうやっているんだよ」というようなことを。先ほどの話もそうでしたね。もう一步引いて、文化的な観点から総合的に見ていただきたいとか、もう少し丁寧かつ具体的に、対応の意見の文章を作っていたいただきたいということで。来年度からぜひそのような形でご配慮いただければと思いますので、よろしく。

(委員)

林道のところでございます。4のところですかね。対応方針の中に、森林整備のための担い手確保ということが、意見として出されていたわけです。実は、今日の朝も森林組合から緊急雇用対策で3名どうしても入れろと言われているんだと。225日働かさなければいけないんだけど、非常に困る、どうしようかという相談を受けながら、どうするかという話をしながら出てきたところなんです。

今、担い手を受け入れる対象の林業なり、森林管理と林業というのは一体ではないんですけど。例えば、林業のほうでは、昭和三十年代くらいの材価で木材を販売しながら、実際の賃金というのはちょうどその百倍くらい。当時1日250円くらいの賃金だったのが、今は25,000円くらいの賃金を払いながらやっているわけです。そういう意味では、担い手対策の中に、森林管理は必要なんだけど、林業経営のレベルでは人は余っているという、そういう現実がはっきりあるわけですね。

例えば、森林組合だとかそういう所に担い手対策を、林業経営を絡めて要求をしても、現実には担い手対策というのは動いていかない。だから、本来三重県が必要な森林管理の部門の事業をどう展開していくか。それが担い手対策と、担い手という限りはその人たちがそこで食べていくわけですね。生活をしていく糧をある意味では森林管理で出さざるを得ないということになってくると、事業の出し方というのは非常に難しくなっていきます。つまり、経営のほうの林業のほうは人が余っている、しかし実態の山のほうは森林管理が必要だと。そういう時にここをさっきの話、さらっと書いてしまっても、結果的にはなかなか実現しないんだろうと思っています。

森林の問題というのは、常に言葉で書くと非常にきれいに書けるという危険性があるわけですね。現実としては非常に厳しい。そのへんの整合性を、もう少し森林の問題というのは現実としてどうしていくかということを書いていかないと、多分具体の行動としては出てこないだろうというふうな感じに、私は見えています。

(委員長)

お答えというか、感想をお願いいたします。すみませんが、お願いいたします。

(森林保全TM)

森林保全チームの後藤でございます。森林の管理、非常に山が荒廃しているということで、昨年来、森林環境創造事業、県80市町村20の事業を創設しまして、事業を実施しているところでありますし、治山事業の森林整備、これは県費、国費100%でやっておりますが、こういった事業で森林管理を実施してきております。この事業を導入することによって、地域の森林組合とか林業事業者ですね、そういったところにとっても今の森林整備をするだけでは人が足りませんから、新しく例えば都会からリストラ等で退職された人が入ってみるとか、地域で農業、建設業に携わっている方々がまた新しく入ってみるとか、そういう形で山に人が戻ってきて、山で生活ができると、そういうようなことを考えておりました。森林管理についてはそういう形でやっていきたいと考えております。ただ、書き方につきましては、もう少し来年度以降工夫して、具体的なものを入れて書いていきたいと思っております。

(委員)

今のお答えいただいた部分というのはよく理解をしているわけなんです。やっぱり事業の中で現実に雇用につながって、雇用が安定するという部分の捉え方というのは、もう少し雇う側と、政府が雇用対策をせよと言われて、組合なんかは雇用をどんどん増やそうとしているんですけど。そのへんの実際に最終的に仕事を出される県との、雇用という側面での仕事のバランスみたいなものを、より現地で積極的に調整を図ろうという努力が県のほうがないと、現実には雇用した人たちの仕事というものがなかなか安定しない。実際には事業があるんだけど、それが上手く雇用という形で消化しきれないというのが現実にあるわけですね。

それはやっぱり末端の担当の人たちというのが、人をそれで喰わすわけですから。そのへんもう少し整理をしっかりとしないと、実際には上手くつながらない。せっかく予算がありながら、あるいはせっかく人を入れながら、それが上手くつながらない。雇用の安定につながらないということになりがちです。現実にはそうなっているわけですから。

実は、十日くらい前から「どうするんだ」「どうするんだ」という電話ばかりで、「よく県と相談をしたらどうだ」と言うと、「いや、県はどうか国から県森林組合連合会に続いて人数を増やせと言われてるから、それを協力せよという話だけだ」と言う。「じゃあ、仕事の出し方何か変化してくるのか」と言うと、「いや、まだ出てこない」と。現実にはやっぱりそんな話があるわけですね。

お互いに目標は一緒なんだけど、お互いに努力はしているんだけど、それが現実には合っていない。それはなぜかと言うと、雇用対策でやらされて、担い手と言われて、人をそこで喰わさなければいけないという極めて現実的な話になるわけです。その整合性を図る努力というのは、やっぱり可能な限りしなきゃいけないと。事業として不可能な部分はだめですよ。そういう発想がないと、多分森林の部分というのは言葉だけで終わってしまうと思っています。

(委員長)

今の速水委員のご意見も合わせますと、やはり対応方針について、踊り場で足踏みしているようなフラットな文章じゃなくて、半歩でも一歩でも階段を上がる。半歩とまではいけませんけども、とにかく前へ進むという、そういった形の対応方針の文面にしていきたいと、私理解しておりますので。そのへんも繰り返しになりますが、来年度の様式、よろしく願いいたします、事務局のほう。他にいかがでしょう、委員の方々、県の事業、どうぞ。

(委員)

海岸事業についてちょっとお尋ねをするわけなんです。海岸事業というのは、委員会の意見等で非常に密集した人家とか、公共施設等を高潮から保全するという非常に緊急の重要な問題だろうと思うんですが。昨今の地震対応でいろいろ言われておりますが、そういったことについて、現在行なわれている事業が、ただ粛々と続けられていくものか、さ

らに今プラスアルファの考え方を取り入れて、そこで事業の促進とか工法の改善改良とか、いろんなことを考えていくべき時期だろうと思うんですが。そういった点について今後の取り組み方について、どのようなお考えを持ってみえるのか、お話を聞かせていただきたいなと思います。

(委員長)

はい。所轄部署からご説明お願いいたします。

(県土整備部長)

総論的にお答えさせていただきます。委員会の中でもご説明した部分があったかもしれませんが、基本的に今現在の海岸整備事業、堤防の事業につきましては、津波については考慮していないというのが現実でございます。また逆に考慮すると、どうしても莫大なものになってしまうということで、投資効果の面から、投資効果あるのかもしれませんが、現実的な投資効果の判断からいうと非常に難しいと。ただ、一方で非常に三重県の場合は東南海地震、南海地震も加わって、非常に今津波対策が近々の課題になっておりまして。そういう意味で、これは国もある程度理解を示していただいているんですが、いわゆる海岸施設として津波をどういうふうに防ぐ対策をしていくかというようなことを・(テープ交換)・考えております。

私、個人的な意見も入りますが、基本的にはやはり津波が来た時に、いかに情報を早く伝達して、いかにスムーズにみんな避難していただくかと。最低生命は守るという視点に立って、避難路の整備とか、避難路に続く部分の障害物の除去とか、そういうことに力を入れていきますし。

今1つうちのほうで積極的に海岸事業としてやろうとしているのは、いわゆる陸閘といまして、港にいわゆる穴があるというか、堤防の開いた部分があるんですね。その部分があることによって、津波というのはだいたい第一波と第二波が一般的でございまして、第一波よりも第二波の大きいということで。第一波がだいたい10分くらいで来るというのが統計的な判断なんです。10分くらいの間にもしその陸閘が開いていると、一気に入ってきちゃいまして、その間に逃げられる人はそこで逃げられなくなってしまうということで、いかに情報を早くキャッチして陸閘を早く閉めるかということで。これは国の補助もいただいておりますが、陸閘の自動化作業、自動化措置というのをやっています。

これをやることによって、閉める時間が半分以下になります。できるだけ早く閉めると、第一波だけは陸閘の所で防げると。第二波は大きいものですから、陸閘の上も飛んできちゃうんですが。第一波のところまで陸閘で止められれば、その止めている間30分くらい第二波まで時間稼げますから。その間に陸閘のいわゆる本当に市街地の部分の人は、十分第一波の影響を受けずにスムーズに逃げられるということが、ある程度実証されていまして。来年度からでございますが、三重県内で80箇所くらいそういう陸閘がありまして、それはほぼ3年間くらいで自動化しようということを考えています。何もそれはそれだけがすべてではなくて、それと市町村と連携してやる避難路対策と連携してやるのが津波対策かなというふうに思っておりますので、ご理解ください。

(委員)

特に今日、大きな地震がメキシコであったようでございますし。やっぱり高齢者にとりましては、非常に深刻な切実な問題だろうと思っております。そのへんの伝達と言いますか、工事の進捗とともに、そういった町内会の組織化や、伝達をするための手段等についても、あわせてご配慮をされるべきかなと、こういうふうを考えます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう、委員の方々。どうぞ。

(委員)

5 / 7 ページの伊勢路川ダム、中止になった件ですが。中止にあたってその経緯とか、代替の対応策とか、そういうものも含めて地域に説明責任を果たしていただくべきではないかという意見具申をしたと思うんですが。それに対する対応はどのようになっているのでしょうか。

(委員長)

どうぞ、お願いいたします。

(河川 T M)

河川チームマネージャーの柴原です。伊勢路川ダムの中止に伴う対応でございますけど。これにつきましては、最終的には地元住民への説明は考えております。今の段階では町を通じて地元との調整。特にこのダムの場合、2地区の対立もございましたので、そのへんのございますので、今慎重に地元の町と地元の意見も聞いていながら短期的な対応と、それから長期的にはここにいうように整備計画立てていく必要があると思っておりますので、その二方面で今現在進めております。

(委員)

地元の何とおっしゃったのか、ちょっと聞き取れなかったのですが。

(河川 T M)

このダムの場合は、ダムを設置する伊勢路地区と、それからその下流の影響を受ける地区がございます。特に地元で反対があり、下のほうでは進めてほしいという、ちょっと地元で若干意見の違いがございましたので。今、地区のまとめと申しますか、やっぱり両方の意見がございますので、慎重にそのあたり町のほうで地元の意向を確認しているのと。それと、治水対策としては最終的にダムに替わるものを考えていかなければいけないんですけど、それはちょっと時間かかるとして。当面、治水対策で近々やらなければいけない部分も若干ありますので、そういう近々のものと長期のものについて、今調整を図っているところでございます。

(委員長)



他にいかがでしょう、委員の方々。大森委員どうぞ。

(委員)

皆さんいろいろおっしゃっているのを聞きして、すごく真剣にこれ読んでみえたんだなと、私思ったんですけど。実は私はずっと最初から報告をお聞きしていて、委員会の意見に対する委員会意見への対応というところは「ああ、お役所言葉だなあ」と思ってずっと見てたので。この内容に関して何か皆さんから質問が出るとは、実はあまり思ってなくて、それにもかかわらず皆さん一生懸命質問なさっているので感心をいたしておりました。やっぱり文章にするとこうなるのかなとは思いますが。それは思いますけれども、やはりとても失礼な言い方をすれば、上っ面だけというか、綺麗事だけというか、「おっしゃるとおりにいたしますよ、はい」と言っているみたいな、どうも文章が並んでいるような気がして仕方がありませんでした。

中止に関しては、中止をするというのは大きなことなので、例えば地元で今後のことに関して、地元住民の意見を聞きながら検討をして説明を行います、これはやられているだろうなというのは、非常に納得できるんですね。ただ、継続になった事業に関して言えば、今までのもののご説明をいただいて、これからこうしますというご説明をいただいて、こちらはそれに対して2、3の意見を言わせていただいて、継続を了承しますという形で最終的にはお返事をしたわけですから、それに対してはおそらく地元の住民の方に細かい経過報告も必要ないでしょう。早々こういうことになりましたというご報告も、必要ないような事例が多いのではないかなと思うんですね。

そうするとやはり地元の方というのは、自分の所でやっている事業に対して見えない所でそういうことが行われて、意見も出され、意見に対してこういうお答えもあったということに関しては、なかなかやはり知ることのチャンスというのは少ないんじゃないかと思ったりもします。ですから、対応のお答えとしては、いろいろなことが書いてあります。検討もしますとか、努めてまいりますというような文章の終わり方がとても多いんですけど、これすごく意地の悪い言い方をすると、そのお答えに対する検証というのはどこですのかなという気はいたします。

だから、あとは結局お答えをしていただいた方たちが、内部であの時にこういう意見が出て、こういうことを考えたので、今後の計画をする時にこういう要素を入れていこうというようなことを、かなり自主的に含んでいただかない限り、それに対しての外部の検証というのはないということ、覚えておいてやっていただきたいなというふうに思います。意見です。以上です。

(県土整備部長)

ひと通り皆さんからご指摘いただいて、私も昨日、一昨日と内部でも議論した中で、何となく役人的な発想で、こういう答えをしておけばひと通り答えたことになって、ご理解いただけるのかなという認識を持っていましたが。確かに今見ると、具体的なものがあまり感じられないというのは、確かに委員長もご指摘あったようにそのとおりだと思います。これは公推本部、本部長はお帰りになりましたが、公推本部全体の問題として、今後の対応として、出来る限りこういう方向でやりますというよりは、じゃあそういう方向で何を

やります、どういことをやりますといことをできるだけ盛り込むことを努力していき  
たいなと思ひますし。

今ちょっと検証といお話がありましたけど、実はそれをやっておかないと、例へばも  
うすでに2回目の再評価の案件がいくつかありますが、当然2回目の再評価、特に河川事  
業とかスパンの長いものはまた出てくるわけで。その時にじゃあ前回の指摘で何をしたん  
ですかといのは、当然質問されるわけでございます。その時具体的にものを言えないと、  
それはやはり我々の姿勢が問われる。場合によっては、そんないい加減なやり方は中止せ  
よとい話にもなりかねないとい危機感、我々常に持っていなければいけないと思ひ  
ますので。

そういう意味でやはり5年といのは長いようで短いと思ひます。だから、すぐにでも  
来年からでも意見を受けて、具体的な対応を考えなきゃいけない。そうすれば、それ  
に向けての具体的な記述といのも、今の時点で当然書いておくべきかなといふうにも思  
ひますので。ぜひその方向で、我々も今後対応していきたいと思ひますので、ぜひよろ  
しくお願ひしたいと思ひます。

(委員長)

それでは、審査対象になりました県事業に関して、以上ようござひますか、ご意見、ご  
質問。よろしいでしょうか。それでは、審査対象の事業につきまして、県各部局からのご  
説明、委員会としては承りました。ありがとうございます。なお、少し来年度に向けての  
いろいろな意見、注文がござひましたけれど、それはまたご考慮のほどお願ひ申し上げま  
す。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、市町村等の事業につきまして、ご説明、進行お願ひいたし  
ます。

### 3. 対応方針の報告、説明【市町村等事業】

(事業評価・システム開発TM)

それでは、市町村の事業でござひますが、まず鳥羽市さん、その次に四日市市、鈴鹿市、  
伊勢市、長島町、四日市港管理組合、この順で説明をさせていただきますので、よろしく  
お願ひをいたします。

(鳥羽市水産漁港課長)

鳥羽市の浜口でござひます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます  
す。資料2の2ページをお願ひいたします。106番の広域漁港整備事業、菅島漁港の事業  
でござひます。委員会のご意見等では、平成6年度に着手し、10年を経過して継続中の事  
業であるといこと、水産業、漁港全体及び島民の生活の利便性から、かつ安全性の向  
上を図るといった事業の必要性が認められることから、事業継続を了承する。なお、当事  
業の当初計画立案の段階で、長期的な展望の合理性が欠けている。今後努力を求めるとの  
意見、ご指摘をいただいたものでござひます。

委員会意見への対応としまして、鳥羽市としましては、水産業、漁港全体及び島民の生

活の利便性を図り、かつ安全性の向上を目指すことと、今後さらにコストの削減を努め、事業を推進していきたいと考えております。今後、事業の計画立案にあたりましては、県と地元とも十分協議しながら行ってまいりたいと思います。また、合理的な計画になるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(水産基盤整備ＴＭ)

県の水産基盤整備チームの南出と申します。市町村事業ですが、県として対応しております立場で、県としての考え方も申し上げます。水産基盤整備事業の計画立案につきましては、各港の状況のみならず社会状況等も的確に捉え、広い視野から長期的な観点で計画をする必要があります。今後の計画にあたっては、長期的な展望にたち、より効率的、効果的な計画となるよう適切な指導に努めてまいりたいと思います。よろしく願いします。

(四日市市建設部次長兼河川課長)

四日市市でございます。審査にあたりましてお疲れの中、どうもありがとうございました。よろしく願い申し上げます。座ってご説明させていただきます。委員会のほうからは、平成５年度に事業を着手し、１０年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、治水安全性の向上を図るといった事業の必要性、事業への投資効果が認められることから、事業の継続を了承する。なお、被害の状況に鑑み、より一層早期の事業効果発現を期待する。河川の草刈り等維持修繕作業については、ＮＰＯ等の活用を積極的に図るよう努めること。また、治水に過剰な負担をかけない土地利用についての施策を、今後もより一層推進するようというご意見をいただきました。

この３点のご意見に対しまして、私ども、河積拡大や護岸整備を行い、周辺家屋の浸水や氾濫を防止し、治水安全上の向上のため河川改修事業を積極的に進めてまいりたいと考えております。またもう１点、草刈等の維持管理につきましては、ご意見いただきましたようにＮＰＯ等の活用について検討してまいりたいと考えております。最後の１点でございますが、土地利用については、本市の総合治水対策をすでに策定しておりますので、その基本に沿って河川への負担軽減に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしく願い申し上げます。

(鈴鹿市都市整備課長)

鈴鹿市でございます。座って説明をさせていただきます。青いインデックス０－２２の市町村等１／２のページをご覧ください。鈴鹿市におきましては、街路事業暨町十日市線外１線を再評価していただきました。委員会ではいろいろなご意見、ご指導をいただきありがとうございました。

対応方針でございますけども、継続して事業を進めていきたいと思っております。今後は「鈴鹿市中心市街地」の再生事業として重要な街路事業の継続につきましては、当委員会のご意見を踏まえ、活かせるように努力してまいります。特に、ご指摘のありました旧市街地に残ります歴史的価値のある町屋など、建築物の保全活用に努め、また同時に進めております市街地再開発事業と十分調整を図りながら、事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

(伊勢市下水道建設課主幹)

伊勢市でございます。1 / 2 ページをご覧ください。伊勢市の倉田山都市下水路事業につきましては、平成5年に事業着手し、10年を経過して現在も継続中の事業でございます。再評価の結果、事業の必要性、浸水被害の防止を図るといった観点から、投資効果が認められるということで、事業の継続の了承をいただきました。なお、被害の状況に鑑み、より一層早期の事業効果発現を期待する。また、効果の算定において、市独自で総合的な評価に取り組みたいといった委員会の意見をたまわりました。

それで、伊勢市の対応方針といたしましては、ご指摘を受けました事業効果の算定につきましては、本事業が都市下水路事業であるということにより、便益を浸水被害による家屋家財という項目によりカウントいたしました。評価委員会ご指摘の総合的な評価につきましては、下水道事業における費用効果分析マニュアル及び治水経済マニュアル等を参考にしつつ、他事業とも調整を図りながら、検討していきたいと考えております。先ほどのマニュアルにより、今後便益項目として考えるものとしまして、幹線道路の冠水による交通途絶による被害であるとか、あるいは本事業地の流域内に農地が比較的多いことから、市独自の便益項目として、農作物の被害等も便益として検討課題としていきたいと考えております。伊勢市については以上でございます。よろしく願いいたします。

(長島町上下水道課長)

長島町でございます。よろしく願いいたします。同じページの伊勢市さんのすぐ上の102番の長島町公共下水道事業でございます。委員会のご意見につきましては、平成5年度に事業を着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るといった事業の必要性、及び概ね計画どおり事業進捗がなされているといった状況から判断し、事業継続を了承するという意見をいただいております。なお、不要になった浄化槽を雨水の貯留用に再利用するよう、長島町としてより一層促進されたいというご意見をいただいております。

それに対します長島町の対応といたしましては、今後も地元説明会ならびに町の広報紙などによりまして、水洗化を促進する中で、不要になった浄化槽を雨水貯留槽として、一層の再利用の普及に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

(四日市港管理組合技術部長)

四日市港管理組合の長岡でございます。最後となりました。どうも長い間ご審議お疲れ様でございます。最後でございますので、よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。市町村の2の2ページでございます。一番最後海岸事業でございます。107番富州原港地区と108番2号地地区でございます。

意見としていただきましたのは、事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、事業の継続を了承するというご意見をいただきました。なお、両事業とも完成に長期を費やしていることから、コストの縮減を図りながら、早期に効果が発現できるよう工期の短縮を求めるとのことと、特に、108番につきましては、非常に港湾計画がおかしいんじ

ゃないかというご指摘をいただきました中で、地区内にある四日市地区再開発計画に係る箇所について港湾計画と調整し、工事区間及び工法の変更を検討して、より一層コスト削減を求めるものという付帯意見をいただいております。

私どもの対応といたしましては、これまた役所のお叱りを受けるか分かりませんが、今後はより一層コスト削減を図りながら、早期完成を目指し、早期事業効果が発現できるよう工期短縮に努めていきたいと考えております。また、108番につきましては、ご指摘いただいたように、再開発計画に係る箇所につきましては、ご意見を真摯に受け止めまして、より合理的でより効果的な計画となるよう港湾計画との調整を十分図っていきながら、図るといことは港湾計画を変えるという、変更ということも意味しておりますが、コスト削減に引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。ただ今、平成14年度に当委員会におきまして審査、意見具申いたしました市町村等の事業7件につきまして、再評価結果及び対応方針についてご説明を頂戴いたしました。以上につきまして、委員の方々、ご意見、ご質問があれば頂戴いたします。よろしく申し上げます。どうぞ。

(委員)

2つ質問させてください。四日市市さんのほうに質問なんですけども、104番のところに対応のところにNPO等の活用について検討してまいりますというお答えがあります。四日市市内に河川の草刈りなどを主な活動内容としているNPOが、まずおありになるのかどうか。それから、そういうNPOに草刈りに経費を払って発注したことがあるのかどうかお聞きしたいので、お答えをお願いします。

(四日市市建設部次長兼河川課長)

はい、四日市市でございます。河川事業につきましてはNPOはございません。ただ、都市公園でございますが、公園につきましてはいわゆる公園管理というものをNPOをお願いいたしまして管理してございます。そういう事例を踏まえながら、河川事業につきましても、そういうものをお願いしていけないのかなという形を、今後進めてまいりたいと、そのように考えております。

(委員)

公園整備をしていらっしゃるようなNPOの団体の方は、例えば河川の脇の草刈りなんかもしていただけますかというような働きかけは進めていますか。

(四日市市建設部次長兼河川課長)

今後、そういう働きかけをお願いしていきたいなというふうに考えております。ただ、河川となりますと、幅じゃなくて線というふうな形になってまいりますので、いろんな地域の方々がその周辺にお見えになるという観点もございまして、若干、そのへんが面じ

やなくて線ですので、難しい点もあるように聞いておりますが、打診をし、進めてまいりたいと、そのように考えております。

（委員）

例えば、公園の管理の場合は、それなりの対価を払ってNPOに発注しているという形でのNPOの活動というのは、もうすでに経験がおりなわけですか。

（四日市市建設部次長兼河川課長）

ええ。公園につきましては、既に今委員おっしゃられましたように、対価を払ってお願いしているところでございます。

（委員）

三重県の県の方とお話すると、NPOの活用ということが、とても出てくるんです。NPOというのは完全にボランティアで好きでやっている人たちの団体だというような認識の仕方じゃなくて、やっぱりきちんと対価を払って、そういう人たちの団体に仕事をしてもらうというようなやり方を、ある程度きちんとしてあげないと育っていかないんじゃないかなというふうに私は思っています。ただ働きする集団だというような感じじゃなくて、それなりにある程度の認識をお持ちの方たちの集まりだというふうなことでの対価の支払い方をしていただきたいなと思って、ちょっとお聞きしました。

それから、これは私が言ったので書いていただいたんだと思うんですけども。102番の長島町の公共下水道事業のところで、雨水の貯留槽として再利用の普及に努めるというようなことが書いていただいてあって、住民説明会の時にそれを進めますというようなお答えがあったと思うんです。例えば、町のほうでそれをした方に工事費のどれだけの助成金を出すとかというような制度までは、まだ踏み込んで考えていただいてないんでしょうか。

（長島町上下水道課長）

そこまでは考えておりません。工事説明と負担金の説明会、二度ほど地元のほうへ説明にあがるんですが。その中のパンフレットで、特に住民の方からは、浄化槽を一体どうするのかというご質問が多々あります。そういうことで、パンフレットの中に雨水の貯留槽として利用するという方法も明記してあるんですが、他にも2、3明記されておりまして、そのうちの1つになっておるんですが。今後は、こういうご指摘を受けましたので、雨水の貯留槽として利用するように、説明というか指導というか、してまいりたいと思っております。

（委員）

前にもこの場で他の市町村の方に申し上げたことあると思うんですけど、愛知県の豊田市がもう十数年にわたって、この不要になった浄化槽を雨水貯留槽として再利用するという工事を、下水道のつなぎ込みの工事と同時にされた方に対して、かなり結構な金額、7万か8万だと思えますけど、助成をされているんですね。お話を伺うと、国の補助金の水

害の防止か何かのジャンルになる部分の補助金が、何かが使えるというようなお話を、市の下水道課の方がされてました。それと、市の単独の財源でその助成金の制度を作りましたというようなお答えだったと思います。ちょっと私も詳しくないのであれですけど、もしよかったら調べていただいて、少しでもフォローしていただくような制度ができるとありがたいなというふうに思います。

県内では今、菰野町がその制度を持っておりまして、それから三雲町が多分今年くらいからするというようなお話を聞いておりますので。助成をするという制度を作っていらっしゃる場所があるようですので、ぜひ1つでも多く再利用できたらいいと思いますので、よかったら調べてみてください。

(長島町上下水道課長)

一度、勉強させていただきまして、公共下水道審議会等にお諮りをさせていただきたいと思います。

(委員)

はい、お願いいたします。以上です。

(委員長)

ご意見、ご質問、どうぞ。

(委員)

今、NPOの活用の話が出てまいったわけですが、ぜひとも今後市町村のいろんな行政の中でNPOの活用というものが出てくると思うんですが。今回、四日市市さんが例に挙げられたので、ちょっとお話したいんですけど。やっぱりNPOに事業を発注していくという形の最大の目的というのは、行政負担を少しずつ下げていこうというふうなことだと思っています。最大のポイントというのは、多分安く仕事をさせるというよりは、どちらかという管理費を少しずつ下げられる仕組みを、NPOを使うことによって仕組みを作っていくという発想にならなければいけないんだろうと思っています。

そうすることによって、NPOへの支払いというものをある程度維持しながら、NPOというところに魅力あるひとつの働き場所としてのNPOを作っていくという発想を持ってNPOは使っていくと、事業管理費は役場の中にしっかり残っていて、NPOに出す値段が業者に出す値段よりぐっと安くなって、それで安く上がりましたよという発想ではないと思うんですね。それを多分やったら、NPOが継続的に行政のある部分の仕事を維持、肩代わりをしていく社会というのは生まれないだろうと思っています。三重県が多分NPOに期待するところというのは、NPOというのが本来行政が今までやっていた部分で外に出してしまっているようなところを、Non Profit、つまり利益をみないような半公的な立場でそこを担っていく。その時には管理費が下がるんだ、管理費が下がる仕組みを作るんだという仕組みを、各市町村の中で考えていくということが今後大事なので。四日市さん、こういうことを思いっきり書かれたようなので、ぜひともそのへんを検討されて。

やっぱりNPOの活動というのは、ある部分では都市部で非常に活発なことが、今後行われていくんだろうと思いますので、やっぱり四日市だとか津市だとか、そういう都市部での実例というのが、県内に普及していくんだろうと思ってますので。ぜひともそれぞれのそちらにお座りの市町村のレベルが、いかにNPOを実質的に上手く使って行政コストを下げたんだという実例を、県行政に負けないように出されることを、今回特にこれを読ませていただいて期待しています。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

先ほどからNPOの話が随分ありましたけれども、私も委員の意見に付け加えて、NPOというのはみんなで故郷を考えよう、みんなで地球環境を考えよう、みんなで一緒に行動しようというふうな面で、非常に大きな役割があると思うので、そのところをお含みいただきたいなと思っております。

それから、私は今まで言葉の社会に生きておりましたので、ずっとこの表を見ておりました、ここに委員会意見等と書いてあって、一番右の所が委員会意見への対応というふうに言葉が書いてあるのですが、これは本当は事業への対応というのがふさわしいんじゃないかなというふうに思っているんです。というのは、委員会意見への対応という言葉で書いてしまいますと、委員会の意見に対してどういうふうにしたらいいのかなという言葉ばかりが先行してしましまして、実際の事業をどういうふうにやればいいのかなというふうな観点が、少し心持ちおろそかになるというのか、それをクッションにしてもっと新たに新しくアクションを起こしていこうという、そういうふうな発想が心持ち柔らかくなってしまおうというような気がいたしまして。

今、他の先生も、一生懸命いろいろもっと具体的にはどういうふうになるんですかというお尋ねをしているんですけども、なかなかお役所の言葉で返ってきまして、肩透かしを食っているような、そういうふうな印象を受けますので。ここはぜひとも個々の事業に対する対応というふうに言葉を変えていただいて、もう少し本当は来年からはもっと具体的に、もっとボリュームも多く、より皆さんが活躍できるように書いていただきたいなというふうに思います。

(委員長)

いかがですか、事務局、今の委員のご意見に対しまして。

(事業評価・システム開発TM)

ここを委員会意見への対応ということで書かせていただきましたのは、評価委員会の意見を受けて、その意見を受けた中で、それぞれの事業者がまずこうしたいですよということでご説明をさせていただいて、それで継続あるいは中止という判断。これが究極の対応方針でございます。それで、それに対します付帯意見という形でいただいておりますので、いわゆる言っていた意見を最大限尊重して事業を進めていくという観点で、各事業



者さんが意見をまとめられたということで。我々は委員会の言っていただきました付帯意見に対し、事業者側の意見という意味で書かせていただいたんですが。おっしゃるような格好で、これも公表していきますので、より県民の皆さん方に分かりやすいという形は、今おっしゃられた事業への対応と書いたほうが、公表した時に一般の県民の方々には分かりやすいということも言えるかと思いますので、また表現については検討させていただきたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

県民に公表されるということですのでコメントします。海岸事業 107、108 の欄ですが、行政用語としてコスト縮減とコスト削減というのは意味が違くと、前に教わったような気もするんですが、コストって単純に訳すと費用ですよ、事業費みたいに読み取れるんですね。そうすると、この事業が長期化した理由として、お金が年度予算で来て、額が不足から、結果的に長引いているんだという説明を受けたんですね。もし、このコスト縮減が事業費が小さくなるという意味合いだと、工期短縮と矛盾してしまうんですね。要するに、単価が安くなると、同じ事業費でたくさんの仕事ができると思うんですが。コストというのを単純に費用とか事業費のように読み替えてしまうと工期短縮にはならない。

行政用語としてコスト縮減、コスト削減というのは意味があるんだというご説明かもしれませんが、一般県民がこれを見て分かるようにならないといけない。そうしないと人によっては、この事業に対してお金が減るのにどうして早くできるんだというふうに、ミスリードしてしまうかもしれない。もし県民にオープンにするのだったら、あまり微妙な感じが、1字か2字違っただけで意味が違うような行政用語というのは、慎重に扱っていただいたほうがいいかなと思います。

(委員長)

事務局何か、今のご意見に対して、コメントですが。

(事業評価・システム開発TM)

表現につきましては、浦山先生の意見を聞きながら、ともしますと我々日常使っている行政用語、専門用語みたいになってしまいまして、なかなか気がつかないところもございますので。ご意見等いただきまして、また表現等も考えていきたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員の方々、いかがでございましょう。ようございませうか。はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の市町村等の事業に関する対応方針、委員会としては承りました。ありがとうございました。

(3)その他

## 1. 事後評価試行事業についての対応方針の報告、説明

(委員長)

そうしますと、その他の項目に入っておりますが、議事次第「3」のその他でございます。冒頭、事務局からご説明いただきましたように、第6回委員会におきまして試行しました事後評価でございます。これに関しまして、各部から対応方針のご説明を頂戴する段取りでございます。よろしくお願いいたします。

(環境部総括M)

それでは、環境部のほうから説明をさせていただきます。赤い縁取りのインデックス5、資料の5をご覧になっていただきたいと思います。ここに3本上げておりますが、一番上勢和村の治山事業につきまして説明をさせていただきます。この事業につきましては、平成6年9月台風26号に伴う大雨によりまして山腹崩壊があったわけですが、この復旧工事であります。平成7年度に完了いたしまして、先般、先にありました公共事業再評価審査委員会におきましては、ご審議いただきまして、委員会意見に対する県の対応方針をご報告させていただきます。

委員会意見 二酸化炭素の固定の効果を土木工事で計上することは無理ではないかという点でございますが、これにつきましては、森林の持つ二酸化炭素の吸収効果を便益として計上しておりますが、今後は工事用機械が排出する二酸化炭素の排出量も考慮して検討してまいります。

の効果測定で、代替にダムの効果を用いなくて、他の方法を検討されたいという点につきましては、洪水防止・貯水便益等の効果算出にあたりまして、現在は国のマニュアルに沿って利水ダムで代替してあるわけですが、ダム以外に適切な効果算出ができるものにつきましては、県独自で検討してまいりたいと思います。

続いて の評価は予測値ではなく、実測値を把握し、効果を検証すべきではないかという点でございますが、このことにつきましては、山腹崩壊等の効果測定につきましては、非常に困難な面がありますが、評価因子として実現可能なものにつきましては実測し、データ集積等を行って、効果を検証していくこととしております。以上でございます。

(農林水産商工部総括M)

農林水産商工部でございます。その下に書いてございます、主に農地等の浸水被害を防止するための湛水防除事業でございます。伊勢市でやっております事業でございます。工事概要といたしましては、1500mmの排水ポンプ1台を設置した事業でございます。平成9年度に完了したわけございまして、あまり時間がまだ経ってないといいますが、5年経った後の事後評価でございます。いわゆる設計は20年確率といまして、20年に一度の確率で降る、これ3日連続雨量だったと思うんですが、それを設計のベースにおいて、排水機の大きさ等を決定するわけございまして。

今までに完成後この間、設計雨量が降ってないという中で、被害がなかったわけでございますが、そうした事後評価の中で、委員の先生方から、防災事業の評価は実測で被害がなければ効果的であり、内部でやればいいのかというご意見をいただきました。

そういうことも分かりませんが、いわゆる設計雨量がまだ降ってない中での事後評価ということで、こういうご意見が出たわけですが、私どもといたしましては、湛水防除事業等防災事業の効果確認のためには、施設が計画どおり機能するかどうか確認する必要があります。このために、雨量あるいはポンプの運転等に係るデータを、客観的に検証していきたいと考えております。

また、受益住民のアンケート調査を行うことによって、地域住民の意識の高揚と協力が期待でき、さらに的確な運転管理へと反映していくことができるのではないかと考えております。そんな意味で、次の事業計画にもっと事業の効率性を工夫をしていけることがないかとか、あるいは事業実施の透明性の一層向上を図るために、こうした防災事業も私どもとしては事後評価は必要ではないかと考えているところでございます。

(県土整備部長)

それでは、3番目の道路事業でございますが。これは亀山市の亀山バイパスということで、市街地連担地区のバイパスを整備したということでございますが。その後の交通量が当初計画の交通の形態とだいぶ違った形で使われるようになったということで、それに伴ういろいろな問題も生じているということから、いくつか評価が分かれることもあったかと思えます。

委員会の意見では、そこにありますように、事業実施が同種事業や次の事業にどのように反映させるのか意識して評価を行うというお話がありました。これについては、事後評価結果を今まさに我々道路事業の計画指針としています10箇年戦略や、今後の地方の実態に合ったローカルルール策定に反映していきたいと考えております。

また、2番目、3番目では事業の目的を具体的に提示して、これを現場で検証することとか、計画時の目的と乖離があった、他の目的外の効果もあったという報告があれば、それを次の事業につなげるというご指摘もありました。これについては、整備後の交通状況を十分検討のうえ、整備の目的を明確にして、整備計画の策定に努めたいと考えております。

ちょっと細かい話ですが、小さいポケットパーク、小公園を造っております。そのへんの利用状況が、必ずしも道路利用者の利便性を高める公園になっているかどうか疑問であるというご指摘がございました。今後、こういうポケットパークを造る時は、単なる機械的とか、あるいはマニュアルに沿ってとかいう話ではなくて、やはり実際に使う地域住民とか利用者の意見を聞いて、本当に使われるものを確認しながら計画作りに反映していきたいというふうに考えております。

(県土整備部長)

ということで、今回は以上3つの事業をあくまで試行という形で事後評価をさせていただきました。非常にまだ不慣れな点がありまして、必ずしも事後評価そのものの目的というか活かし方について、十分認識したうえでやったものではないので、その必要性まで含めている意見をいただいたところでございます。しかしながら、この事後評価は、私ども三層の評価というふうに公共事業を位置づけてまして、公共事業評価システムを使った事前の事業をする前の評価、これは事業の採択につながります。それと、先ほどご議論

いただいたような継続している事業の再評価と。それと、実際できあがったものの効果が出たあとの事後評価。この3つの評価をそれぞれ上手く組み合わせることによって、公共事業そのものを的確に評価して、よりよいものにしていこうということ、今後の第一方針にしたいと思っております。

そういう意味で、この事後評価というものを一角として、非常に重要なものであるという認識のもとで、今後とも積極的に活かしていきたいと思っております。具体的には来年度、今回は3箇所ではございましたが、これをもう少し増やして10箇所か20箇所くらい選定して。今回いただいた意見も踏まえて、より一般の人にも評価の意味が分かる分析手法というものを問いながらまとめていきたいと思っておりますし。

具体的には、やはり事後評価をして大事なものは、もちろん事後評価をしてこんなメリットがありました、こんな効果がありましたというPRに使うことも、我々としてはしたい部分もあるわけですが。それ以上にやはり事業をやった結果、こういう部分が足りなかったとか、こういう事前の分析が足りなかった、また事業実施においてこういうアプローチが足りなかったとか、そういう改善すべき点をできる限り抽出をして、それを取りまとめて。これは多分分野ごとになると思うんですが、例えば道路事業の分野でやった事後評価をもとに、今後の道路事業の進め方全体に対して、今後はこういう点を配慮して進めるといふ。

その事後評価から得られた教訓をベースに、こういうところを排除してこういう形で道路事業の進め方を変えていきますというような提言というか、提案といいますか、そういうものまで含めてなんとか事後評価の結果として取りまとめさせていただいて、それについても皆さん方のご意見を聞かせていただいてまとめ、またそれも公表していくというような取り組みをやっていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さん方も来年に向けてもご協力というか、さまざまなご支援、ご指摘をよろしくお願いしたいと思います。ちょっとまとめを含めて説明をさせていただきました。

(委員長)

ありがとうございます。各部局から試行ではございますが、事後評価についてのご説明頂戴いたしました。また、今後の取り扱いについても追加ご説明頂戴いたしました。委員の方々、ただ今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問。どうぞ。

(委員)

一番最初の治山事業で二酸化炭素の吸収源としての便益を計算したということで、ちょっとコメントさせていただこうと思うんですけど。これを見ていたら、5tくらいの二酸化炭素を固定できるだろうということ。これどういう形でB/CのBに計上したのか、ちょっと感心を持って見ているんですけど。いずれ植林、それから再植林と、いろんな形に吸収源のことが治山事業にはついてくることだろうと思うんですけども。

この時に1つ教えていただきたいんですが、これから治山事業のところで吸収源に関するものは、必ず便益のひとつのプラス効果として入れようとするのが前提にあって、実験的に計算を行ってみたということなのか。どのような位置づけで、吸収源というところの非常に分かりにくく、計算しにくく、どういう形でやればいいのかというみんな頭

痛いところに、三重県が先進的に取り組むというひとつの印としてやっていたのかどうか。その位置づけをちょっとまず伺いたいと思うんですね。それから、トン当たりいくらに計算をしたのかということ。どのマニュアルないしどのベースに基づいて計算をしたのかということ。森林問題の専門家の一人として、ぜひ伺いたいと思うんですけど。

( 森林保全 T M )

森林保全チームの後藤でございます。炭素固定便益等につきましては、この便益計算自体が国の便益計算評価マニュアルに基づいて、それを県のマニュアルとしております。その中で炭素固定便益という欄があります。これは1 t 当たり 12,704 円、炭酸ガス1 t 排出当たり 12,704 円です。この現場の固定便益として 214,000 円計上しております。これは具体的に何を指すかといいますと、例えば山が崩れて、裸地になっております、そこへ木を植栽しますと樹木が成長してきて炭素固定されます。そういうことでございます。

それで、この前の委員会意見の中で、こういうのをやる時には重機械、バックホウであるとか炭酸ガスを排出するものもあるでしょうと。それについては控除するべきではないのかとか、そういうご意見がありました関係上、こういった意見を書かさせていただいております。

( 委員 )

トン当たり1万いくらとおっしゃいましたけど、結構高いですね。

( 森林保全 T M )

12,704 円でございます。

( 委員 )

これは実験的なものだと思っておるんですけど、ひとつここで考えなくてはいけないのは、どういう木を植えるのかということにもよるんですね。要するに、直接的に即、吸収源として便益を計算するような機能を持つのかどうかというところのタイムラグと、実際に重機を使って出てくる二酸化炭素の部分の計算は、時間を持たないといけないというか、安易には合わないというか、矛盾しているということもありまして。そういったあまり細かいことはこれから出てくることだから、申し上げたくはないんですけど、便益で計算をされるかどうかという部分に関しては、一応ひとつの試みとしては当然これから出てくることだろうとは思うんですけど。

たまたまこれに出ているのが5 t くらいのほんの僅かなものでありまして、それほど便益には関わっていなかったということになっていくんですけども、これが大きな規模になってきた場合には、非常に大きな問題になっているので、この部分に関してはやっぱり何らかの形できちんとした基準作りというのを、国もやっていくと思うんですけど。時間はある程度経過していくものの植林であったのか、あるいは即それが吸収源としてのカウントができるようなものになっているのかということ、きちんと考えた形でのことでやっていかないと、それはちょっと話が違う次元の話になってくるので。ちょっと気を付けていただきたいと思いますなと思って、コメントさせていただきました。

(委員長)

ありがとうございます。コメントでよろしゅうございますね。どうぞ。

(委員)

僕は炭酸ガスのことを入れるのはまずいんじゃないかと思ったのは、先生は非常に淑女的な、紳士的というんじゃないんですね、淑女的な素晴らしいご意見だったと思うんですけど。これやり始めると、例えば植林した木の吸収量をそのまま出しているんですけど、だったらなんにもしなかったら自然に木が生えてくるじゃないかと。その自然に生えてくる木の成長量は、当然植林木の吸収量から引かなければいけないよと。これは世の習いですわね。当然放っておいても生えてくるよと。放っておいても生えてくる部分の炭酸ガスの固定量は、必ず植林したほうが多いというならば、そこから引き算をするのがまず一般的な常識ですね、吸収源としての。

次に、そこで事業評価ですから、工事の期間の排出量と挙げてありますけど。今僕がちょっとやっているんですけど、工事の機械の耐用年数で、工事で使った時間を割り込んで、そして工事の機械を作った時の製造の排出量を掛けるんですね。まず、それをやらなければいけない。それと、コンクリートの製造の時の排出量と、鉄骨を使った場合の鉄骨なり何なりの製造の時の排出量を合算します。で、引き算するんですよ。だから僕は二酸化炭素の固定量をここで使うのは、まず無理だろうと、非常に危険だろうと。

今あまり議論されてないんですけど、かなり議論が出てきたら、間違いなく最低限、僕が今申し上げた数字というのは、ライフサイクルアセスメントで計算したら、それはもう必然的に使わざるを得ない。というよりも、私はそれを今自分の所で全部出してやろうということに関わっているんですけど。そうなると、例えばコンクリートじゃなくて木を使ったほうがいいよという話になってくるので。僕はぜひともそれをやれば、材料に木を使えばいいとか、やるべきだろうと思って、僕はそれに個人的には挑戦しているんですけど。もしそれをやるとするならば、それくらいまで腹をくくってやっていかないと、単純にそういうわけにはいかんだろうと思っています。

それともう一つ、1 t当たり 12,704 円と出している数字というのは、今CO<sub>2</sub>の化学的に吸収させる数字として単価を出しているんですけど。CDMで売買されているのは、だいたい国際価格今1 tが5ドルから8ドルくらいだと思います。5ドルから8ドルの間でCDMで売買されています。その差をどうするかというのは、林野庁も頭を悩ましている話で、あまりにも乖離が大きすぎて説明がつかんというのが正直なところで。そのへんの危険性を思うと、ここで炭酸ガスの固定というものを便益であげるとするのは、僕はかなり勇気があるだろうと思っています。

それでちょっと無理なんではないかというふうに申し上げて、今回の対応方針がこうやって出てきたので、これをやるならばさっき申し上げた、最低限ライフサイクルの、分かる範囲のライフサイクルのアセスメントを数字として使わない限りだめなんだろうと思っています。これは多分内部でやればすぐ出てくる。三重県CO<sub>2</sub>の研究一生懸命やってますから、案外簡単に出てくるのではないかと思います。

(委員長)

はい。ご意見、ご助言として承ってよろしいですか。はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

トン当たり 12,000 円というのは、ものすごくびっくりする数値であってびっくりしたんですけど。くれぐれも吸収源としての経済的な効果というものに対しては、ちょっといろんな成り行きを見ながら計算をするというか、計上する。いろんなシミュレーションをやるのはいいと思うんですけども、実際の公共事業の B / C のところに計上する時には、もうちょっといろんな環境が整っていることが必要なのかなというのが、ひとつ申し上げたいコメントですね。

(森林保全 T M)

ありがとうございます。これからも勉強していきたいと思います。

(委員長)

よろしく、ご配慮ください。委員の方々どうでしょう、事後評価につきまして。ようございますか。はい、ありがとうございます。そうしますと、試行ではございますが、事後評価に関しての対応方針、ならびに事後評価の今後の取り扱いにつきまして、委員会として承りました。大変ありがとうございました。

## 2 . 桑名市総合運動公園の追加説明

(委員長)

続きまして、議事次第その他の二点目でございますが、事務局から申し出がありましたように、桑名市の平成 13 年度において再評価審査をいたしました桑名市総合運動公園につきまして、追加の説明がございますので、桑名市さん、よろしく願います。

(桑名市都市整備部長)

桑名市都市整備部長の浅沼でございます。・ ・(テープ交換(平成 13 年度に審査されたこと))・ ・いたしまして、貴重なご意見を賜りましてお礼を申し上げます。今回追加審査をお願いいたしました桑名市総合運動公園、これは面積 28ha と広大なために、全体を 4 つの工区に分けて、段階的に整備を行っております。第 1 工区につきましては、平成 4 年度に地域づくり事業の採択を受けまして、平成 6 年度に完了し、平成 7 年度に開園をいたしております。第 2 工区につきましては、平成 4 年度に国土交通省都市局所管の都市公園事業、いわゆる通常補助事業でございますが、これでの採択。それから第 3 工区につきましては、平成 5 年度に国土交通省住宅局所管の住宅宅地関連公共施設等総合整備事業、いわゆる関公補助事業というものでございますが、これの採択をそれぞれ受けておりまして、現在事業を進めておるところでございます。

当公園におきます再評価につきましては、第 2 工区が平成 4 年度の採択で、10 年目が平

成 13 年度と。それから、第 3 工区は平成 5 年度採択ということで、10 年目が平成 14 年度となりますことから、前年度の平成 13 年度再評価審査委員会におきまして、当公園の両事業を取りまとめまして、桑名市総合運動公園全体としてご審査をたまり、継続との方針をご承認いただいたものと考えておりました。

ところが本年度になりまして、関公事業を所管しております住宅局から、平成 13 年度再評価審査委員会に提出いたしました資料に、住宅局が定めました関公事業のチェックリストが添付されておらないということで、関公事業での再評価審査を行っていないとの指摘がございました。つきましては、誠に恐縮ではございますが、前年度の委員会に提出させていただきました再評価資料に、新たに関公事業でのチェックリストを追加させていただいて、今回の委員会の場におきましてご承認いただくということが、手続き上必要と考えておりますので、どうかひとつよろしく願いをいたします。事業内容につきましては、所管いたします都市計画課長より説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

(桑名市都市計画課長)

桑名市の都市計画課の西脇でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。恐れ入ります。資料の 1 ページをご覧ください。住宅局より指摘のありました関公事業のチェックリストであります。内容につきましては、前年度の評価委員会に提出いたしました資料から作成いたしましたものでありますし、住宅宅地事業であります播磨地区の造成及び供給入居の進捗状況は、概ね計画どおりであります。また、桑名市総合運動公園の関公事業につきましても、事業進捗率は 84.4%と概ね計画どおりでありますことから、詳細な手法による再評価の必要はないと考えております。

資料の 2 ページと 3 ページにつきましては、チェックリストに関わる調書資料でありまして、この内容につきましても、前年度の再評価委員会に提出いたしました資料をまとめたものでございます。資料の 4 ページ以降につきましては、前年度の再評価委員会に提出いたしました資料と同じものであります。関公事業に関連いたします事項につきまして、赤くマーキングしておりますので、これをもとに事業概要につきまして説明させていただきます。

資料の 19 ページの位置図をご覧ください。当公園は桑名市の北西端に位置します面積 28ha の都市基幹公園であり、隣接して大規模な桑名西部丘陵ニュータウンがあります。恐れ入ります、資料の次のページ 20 ページの航空写真図をご覧ください。このニュータウンは現在 26,000 人強が居住しており、将来の計画人口は 57,000 人で、当公園完成後は活発な利用が予想されます。

資料の 23 ページの平面図をご覧ください。先ほども説明させていただいたとおり、当公園は面積 28ha と広大なため、全体を 4 つの工区に分け、段階的に整備を行っております。このうち第 1 工区につきましては、平成 4 年度に地域づくり事業にて着手し、平成 6 年度に完了しております。第 2 工区につきましては、平成 4 年度より通常補助事業で、第 3 工区につきましては、平成 5 年度より関公補助事業で現在事業を進めております。

資料の 7 ページをご覧ください。関連計画及び関連事業の状況であります。上位計画であります市の総合計画において、第 3 次及び第 4 次総合計画とも当公園の整備を進めることとしており変わりはありません。また、関連事業すなわち住宅宅地事業につきまし



ては、成熟化が進みます桑名西部丘陵ニュータウンの中の当公園に隣接いたします播磨地区は、平成5年度から事業が進められており、平成12年の11月に初期入居が始まり、計画的に住宅宅地の供給がされております。

事業の進捗状況につきましては、現在の事業認可の全体事業費は180億円でございますが、早期開園を目指し、極力事業費の縮減を図りたいという考えから、施設の取り止め、それとグレードの見直し等、事業費を削減いたしまして、施設費142億円を約40%縮減し、全体事業費125億円にする予定であります。結果、見直し後の全体事業費に対しまして進捗率は、用地が52%、施設費34%、全体で40%の進捗率になっております。

地元の情勢であります。市民は開園済みのテニスコートに続き、残り運動施設の早期開園を望んでおります。また、用地買収につきましては、当市公社が所得済みの土地を当市が買い戻すだけですので、問題はございません。以上、3つの項目すべてにおいて、問題なく事業を行っていることから、詳細評価を必要とせず、チェックリストによる評価方法で再評価を行ったものでございます。

資料の12ページと21ページの現計画図をご覧ください。当公園のコンセプトですが、当公園は周辺の豊かな緑環境を活かし、これからの高齢成熟社会を子供からお年寄りまで、いつまでも元気に多様な生涯スポーツを実践できる場となるよう「緑の中のスポーツ・レクリエーション公園」をコンセプトにしております。

整備方針につきましては、このコンセプトに基づき、1点目としまして桑員広域住民の利用とニュータウンの住民の日常的利用に対応する。2点目は、緑空間とスポーツ、レクリエーション空間の調和。3点目は生涯スポーツに対応し、多様な利用を目指す。以上の3点により、事業を進めております。

現計画の施設計画は、第1工区のテニスコート場は、すでに開園済みで活発に利用されています。第2工区の野球場をメインに宿泊研究施設、キャンプ場、くつろぎ広場等の整備を、第3工区は多目的広場、林床広場、親水施設、レストハウス等を、第4工区は総合体育館と屋内及び屋外プールをそれぞれ計画しておりますが、近年の厳しい財政状況下では、1工区以外の工区は、現計画では大幅な事業延伸を余儀なくされますことから、事業見直しを行い、早期の開園を目指す必要があると考えております。

工区別の見直し方針につきましては、資料13ページと22ページの見直し計画図をご覧ください。関公事業で整備しております第3工区は住宅地に隣接しており、生涯スポーツ実践の場として、子供から高齢者まで多様な使い方ができる施設を整備したいと考えております。ただし、多目的広場の観覧席やレストハウスは取り止め、事業費の縮減を図り、全事業認可期間であります平成16年度内の完成を目指しております。特に、多目的広場につきましては、町内運動会やシティマラソン、朝夕のジョギング等、早期利用の要望も多いことから、さらに前倒しの開園を考えております。また、その他の工区につきましても、大幅な事業費縮減を図り、早期の開園を目指すよう考えております。

14ページをご覧ください。各工区の施設見直しをまとめて掲載しております。施設や整備グレードの見直しにより、第3工区で10億円、全体で55億円を縮減していきたいと考えております。見直し後の全体事業費を下の進捗状況の表に記載しておりますが、施設費142億円を87億円に、全体事業費180億円を125億円に縮減していきたいと考えております。

資料の 15 ページをご覧ください。今後の整備についてですが、事業見直しにより、事業費縮減を行い、効果的な事業費投下を行い、早期の開園を目指したいと考えております。第 3 工区の多目的広場につきましては、平成 14 年度の完成を。残りのせせらぎ、林床広場については、平成 16 年度の完成を考えております。

以上、桑名市総合運動公園の関公事業につきましての説明をいたしました。前回平成 13 年度の再評価委員会でご審査いただきました桑名市総合運動公園事業は、関公事業も含めたものであると考えておりますことから、前年度の委員会に提出させていただきました再評価資料に、新たに関公事業のチェックリストを追加させていただきたく考えでありますので、ご承認いただくよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。ご説明ありましたように、平成 13 年度で当委員会継続の方針でございましたけれど、改めて関連する国の部局から、チェックリストについても一度審査していただきたいというご説明でございましたけれども。今のご説明に対しまして、委員の方々、ご意見、ご質問頂戴いたします。

(委員)

(マイクオフ(特定区画整理事業なのか区画整理事業なのかの確認))

(桑名市都市計画課長)

播磨地区は都市基盤整備公団が施工しております播磨特定土地区画整理事業でございます。

(委員)

というふうに私も理解してたんですが、1 ページ目の開発手法は、土地区画整理事業と書いてありまして、特定が抜けているような気がするんですが。

(桑名市都市計画部長)

大きく分ければ区画整理事業の中の特定ということでございますので。

(委員)

区画整理法によるものを土地区画整理事業とって、大都市法によるものを特定土地区画整理事業と呼ぶんじゃないんですか。根拠法は違いますよね。

(桑名市都市計画課長)

先生おっしゃるとおりですね、はい。大きく言って土地区画整理事業という形でここで書かせていただいているんですけど。

(委員)

これは通称でよろしいんですか。都市局と住宅局が違って今回のように厳密なことを指

摘されているのに、ここでこんな大まかなことでよろしいのかなと思ひまして。

(桑名市都市計画課長)

いいと思ひております。

(委員長)

よろしいでございませうか。当委員会も一度審査の結果、継続としておりますし、ご説明の内容も別に齟齬のあるものじゃございませぬ。浦山委員、私にしてみればかなり形式的に重要なご質問だったと思ひうんですが、そのままよろしいですか。

(委員)

非常に形式的なので、書類も形式的にびっしりしてないといけぬんじゃないかなと思ひうんです。

(桑名市都市整備部次長)

失礼しました。桑名市都市整備部次長の石川でございませぬ。今ほどの件ですが、根拠法令は土地区画整理法になります。土地区画整理法に基づく土地区画整理事業。それに大都市圏における住宅供給を目的とした特定土地区画整理事業のもう1つ下位になる法がかぶってきているということですね。

(桑名市都市計画課長)

ちょっと私も記憶的には確かあの事業は都市局だと思ひうんですが、そのへんはちょっと定かではないもので、調べさせていただきます。そういうご意見もございませぬ、そこをもう一辺確認させていただいて、そういう形式的な不備がないように、再度確認させていただきます。ありがとうございます。

(委員長)

よろしくお願ひいたします。他にいかがでございませう。よろしいでございませうか。では、桑名市のほうから改めてのチェックリスト、委員会としましては了承いたしました。大変ありがとうございます。

(桑名市都市計画部長)

委員の先生方、ご熱心に審議していただきまして、ありがとうございます。

### 3.平成15年度再評価案件についての説明

(事業評価・システム開発TM)

委員長、よろしいですか。これで本年度再評価を予定してございました県事業25件と市町村事業7件、すべてにつきまして委員会の意見をいただくことができました。先ほどいろいろ審議していただきまして、取りまとめの方法等につきましても、文章の表現をより

具体的にしなさいよ、もっと前向きの表現をしなさいよと、こういうご意見をいただきましたし、評価対象箇所と全体を見た時の、今後の同種類の事業をどうやって動かしていくかという、こういうコメントにつきましては、段を分けるとか2段書きにするとか、こういうこともいろいろご意見いただきましたので、15年度の評価の際には今いただきましたご意見を反映させていただくように、事務局としても一所懸命取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それで、15年度の予定の箇所でございますが、資料の赤いインデックスを付けております資料6でございますが、現在のところ10年度に評価をしていただきまして再々評価という部分が29件ほど出ております。全体でございますが、これで県事業が44事業、市町村事業が10事業の予定をしております。合計54事業になるわけでございますが、今年度お願いした32件に対しまして、22件増えておるということで。これにつきましては、先ほども申しましたように再々評価がちょうど5年目の節に回ってきたということもございまして、15年度の対象の箇所につきましては、当初いただきました委員会の意見等も、部長申しましたように、それを踏まえて今の進捗どうなっているんかということも十分説明をさせていただけるような資料を作って、15年度の事業に望みたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願ひします。とともに、かなり数が多いので、今年の委員会の運び具合も教訓にさせていただきまして、説明をさせていただく我がほうも、できるだけ同じことを繰り返すというか、そういう無駄を省きますとか、時間を上手く使いながら、上手く説明をさせていただくように努力をいたしますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

これで一応終わらせていただきますが、最後に事務局長の田中のほうから最後のご挨拶を申し上げたいと思います。

(公共事業総合調整分野総括M)

委員の皆さん、本日はどうもありがとうございました。本年度も8回にわたりまして、延べ55時間と大変長時間、かつ32件の案件につきまして、ご慎重なかつご熱心なご審議を賜り、本当にありがとうございました。本日、各事業の担当から報告のありましたように、また本日いただきました委員各位のご意見を尊重しながら、三重県の公共事業の推進にたゆまぬ努力をさせていただきたいと思っております。今後とも、よろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これもちまして平成14年度第8回三重県公共事業再評価委員会を終了させていただきます。委員の皆様、本当にありがとうございました。